

## 2026 年絶対合格！へ向けて

皆さんこんにちは、司法書士講師の三枝りょうです。

2026 年度司法書士試験がやってきます。ここからは、学習の進捗状況が少々思わしくない方だけでなく、順調な方でさえも、精神的に厳しい時期となります。

試験直前期になると、「今年はこのあたりが出るらしい」「〇〇は今年は出ないんじゃないか」のヤマあて情報が出回ります。なかんずく近年は、所有者不明土地問題に関して改正民法・不動産登記法が成立、順次施行され、根拠のない風説が流布しているようです。数多くの大規模法改正を乗り越えてきた私の経験則上、そのような風説が正しかったことは、まずありません。

しかし、多くの受験生にとって「ある論点の今年の出題可能性」は気になるところです。

それならば、単なるイメージやヤマ勘ではなく、科学的検証のもと、出題可能性の高い論点を抽出することができないか、これが「【令和8年度】ヤマ当て択一出題分析講座」のコンセプトです。

司法書士試験には確実に出題傾向があります。本講座では、それを 15 年以上の単位で徹底的に解析して、「今年、出題可能性の高い論点」を抽出していきます。

本講座を受講することにより、時間の限られた直前期に、①どの科目のどの分野のどの論点を優先的に再復習すればよいか、また、②本試験合格へ向けての自身の学習の方向性が正しくそして効率的なものになっているかが明確になります。

つまり、自信を持って追い込み学習を進めていくことが可能となります。

2025 年は、従前までの日常生活がすっかり戻ってきました。しかし、合格率に関しては、引き続き合格率 5% 超という、真摯に勉強してきた受験生には嬉しい状況が続いています。また、相続登記申請義務化に加えて名変登記の義務化運用がいよいよ始まりました。不動産登記のフルオンライン化へ向けての整備も進み、実務の世界はとても活気づいており、新しい人材を心待ちにしています。

司法書士試験の受験勉強は楽なものではありません。大切なのは、諦めない心です。チャンスは平等です。最後の最後まで粘り強く、自分に厳しく日々勉強しましょう。

その先に、「2026 司法書士試験合格」という栄冠があると信じて。

本講座が、「合格への最後の一押し」になることを信じています。

2026 年 7 月 5 日まで、たゆむことなく、しっかり走り抜いていきましょう。

合言葉は、絶対合格！です。いつだって応援しています。

三枝りょう

## 民法総則について

### 三枝りょう's EYE 🔍

平成 24 年司法書士試験より民法総則からの出題は 3 問となっている。それ以前は、人（自然人）、意思表示、代理、時効の 4 分野のうちから 3 分野＋イレギュラー論点の構成による出題がされていたが、そのバランスが崩れているため、予想がやや難しくなっている。

総則の分野は、推論型問題による出題比率が非常に高い。平成 23、25、26 年は、択一民法 20 問中 1 問のみが推論型問題による出題であったが、いずれも総則の分野で出題されている（ただし、平成 27 年以降は出題なし。）。時効の分野は、事例問題による出題が多い。

令和 7 年の出題実績は、以下のとおり。

07 年	範囲	内 容	判例	推論	備考
4		果実	○		
5	意思表示	意思表示（93 から 96 ではない）	○		
6	代理	代理一般			

3 問中 2 問が「判例の趣旨に照らし」正解を求める問題であったが、いずれも文章量は少なかった。頻出論点中、意思表示、代理から出題された。「果実」に関する出題は、過去 15 年を遡っても出題履歴がないが、頻出論点を含む 3 問すべて正答率が 85%以上であった。昨年も民法総則の分野の正答率は高く、「民法の最初の 3 問はサクサクと正解できて当たり前」が近年の平均的な合格者像となっている。

#### 【比較：令和 6 年の出題実績】

06 年	範囲	内 容	判例	推論	備考
4	人	未成年者			
5		条件			
6	時効	時効	○		

## 出題予想！民法総則・不在者、失踪宣告

平成2年以降の人（自然人）に関する出題は、以下のとおり。

年	内 容
02	未成年者との取引
06	未成年者との取引（即時取得、他人物売買）
07	<u>失踪宣告</u>
09	成年被後見人及び被保佐人
14	<u>失踪宣告</u>
15	後見、補佐及び補助開始の審判
18	<u>失踪宣告</u>
19	制限行為能力者制度
22	<u>不在者・失踪宣告</u>
23	未成年者の取引（肢が法定追認）
25	後見、保佐又は補助
27	未成年者（取消しの可否）
28	<u>不在者財産管理人</u>
29	成年被後見人又は被保佐人
31	未成年者
02	<u>不在者の財産管理及び失踪宣告</u>
03	成年後見制度
04	未成年者
05	後見、保佐、補助
06	未成年者
07	

近年では、平成22年、28年、令和2年に当該分野より出題されている。令和2年から4年空いており、出題可能性が高まっている。平成18年、22年は「判例の趣旨に照らし」形式の問題であり、平成年度に入って以降は、当該分野において推論型問題による出題がないため、本年度出題される場合も「判例の趣旨に照らし」正解を求める形式で出題される可能性が高い。

### ▶ 最終仕上げチェックポイント！

- 不在者の財産管理に関する基本的条文知識を押さえている。
- 失踪宣告の要件効果を正確に把握できている。
- 失踪宣告に関する判例の知識を押さえている。
- 平成年度以降の不在者・失踪宣告に関する過去問をパーフェクトに仕上げている。